不動産に関するリーガルサービスのご案内

近年、借地や底地を対象とした取引が盛んになっています。しかし、借地・底地は土地の所有者や 借地人など多くの関係者が存在し、権利関係が複雑なものになりがちです。

したがって、借地・底地を対象にする取引においては、関係者の複雑な権利関係を踏まえた取引を 行う必要があります。

当事務所は、これまで様々な不動産取引に関与した実績がございます。そのため、借地借家法などの関連法規に精通しており、以下のようなリーガルサービスをご提供しております。

「借地・底地の買取交渉」代行サービス —

貸した借地・底地が返ってこない場合、借地・底地の買取交渉を行う必要があります。しかし、交 渉が決裂した場合、調停や訴訟などの手続きを考えなければなりません。その際、自身の主張をその まま伝えても、法的には意味がなかったり、不利になるケースもあります。調停や訴訟の際、何を主 張すべきかを判断するためには、高度な法律知識が必要です。当事務所へお任せください。

【費用の目安】 ※顧問契約いただいた際は30%減額した金額で承ります。

対象の不動産の価値が300万~3000万円の、総額の10%前後(着手金・報酬金込み)

ただし、対象の不動産によって、費用の目安は若干前後することがございます。

「交渉開始時等の通知書(内容証明等)の作成」代行サービス —

借地・底地を取り返すための交渉の際、弁護士の力を借りたいものの、弁護士の名前を出したくないケースがあると思います。例えば、いきなり相手方に弁護士の存在を知られると、身構えられてしまう恐れがあります。一方で、ご自身のみで交渉された場合、表現によっては相手への要求が脅迫とみなされるリスクがあります。そこで、弁護士が貴社の名前で作成した通知書を相手方に送る方法が有効です。これにより、弁護士の名前を出さずに法的リスクを減らすことができます。「弁護士の名前を出さずに、弁護士の力を活用したい」とお考えの方は、当事務所へご相談ください。

【費用の目安】※顧問契約いただいた際は30%減額した金額で承ります。

3~5万程度。ただし事案によって、若干の価格は変動ございます。

「顧問契約」サービス —

顧問契約を締結いただき、継続的にご相談いただいた場合、単発での依頼と比べ、貴社が所有する借地・底地の状態への理解が深まり、中長期的な法務戦略を提供でき、その結果コストも低くなります。

3万円/月(目安)

- ※ <u>顧問契約いただくことで、「借地・底地の買取交渉代行」代行サービス、「交渉開始時等の通知書</u> (内容証明等)の作成」代行サービスを規定の30%減額した金額で承ります。
- ※ 月額の顧問料には、不動産賃貸契約書を作成する上でのアドバイスおよびチェックを含んでいます。

お問合せ:タウン&シティ法律事務所

代表弁護士 鈴木軌士 (神奈川県弁護士会所属)

神奈川県横浜市中区日本大通14 KN日本大通ビル2階

電話番号:045-650-2270 FAX番号:045-650-2271